

平成 30 年 2 月 27 日

防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具検定申請者 各位

防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の
検定申請の手続きについて

公益社団法人 産業安全技術協会
検定部長 小金実成

拝啓

貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は当協会の検定運営にご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、現行の防じんマスク及び防毒マスクの型式検定申請の手引きが平成 23 年 4 月 25 日付けで、また、電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定申請の手引きが平成 26 年 12 月 1 日付けで発行し、それ以降、新規検定申請及び更新検定申請におきましては、この手引きに沿って書類作成に協力して頂き誠にありがとうございました。その間、申請者様が新規検定申請及び更新検定申請を準備するご負担を軽減する方策を検討してきました。

平成 29 年度「呼吸用保護具工業会との意見交換会」におきまして、方策の主旨についてご説明致しましたとおり、弊協会をもっと利用して頂ける体制にすることで申請者様にとっては検定申請がよりし易くできるように処理手続きの簡素化を図ることといたしました。

つきましては、新しい手引きの改訂版を平成 30 年 3 月 1 日付けで発行することとなりましたのでご案内申し上げます。新しい手引き改正版（平成 30 年 3 月 1 日付け）の変更点は下記のとおりです。不明な点等がございましたら試験部の鈴木部長、又は呼吸用保護具評価室の飯島プロジェクトマネージャーまでご連絡願います。

敬具

記

1. 新規型式申請の変更点

- (1) 製造・検査設備等の概要書の届け出制度（検定申請の添付書類から省くことが出来ます。）を実施致します。
- (2) 検定申請前型式の事前性能試験結果（弊協会にて実施した試験結果）をあらかじめ行った試験結果に利用できます。（試験 n 数が弊協会の検定試験実施 n 数と同じで試験結果報告書に問題がないと判断される場合は、検定における実際の試験は免除いたします。）

2. 更新検定申請の変更点

- (1) 変更点一覧表は、変更ページの対比のみ記載し、変更内容を記載する必要がありません。
- (2) 変更ページは、変更箇所を見え消し（白黒印刷にて認識できる文字の白黒反転、削除線等）にて作成して下さい。
- (3) 申請全般に係る事項の説明書、性能に関する説明書、取り扱いに関する説明書は新規検定に係わる申請品の説明は変更ページを作成する必要がありません。

3. 弊協会への利用方法の変更点

- (1) 検定申請を前提とした供試品の性能試験を受付け致します。（あらかじめ行った試験結果として利用出来ます。）
- (2) 検定申請に関するアドバイスを有料にて開始致します。

以上